

平成27年 5 月20日

清水町長 山本 博保 様

清水町行政改革推進委員会

委員 長 中山 勝

副委員長 原 とく

委員 菊地 克實

委員 久保田 俊治

委員 土屋 正雄

委員 横山 田鶴子

行政改革の推進に関する取組について（提言）

清水町行政改革大綱実施計画の進捗状況等を踏まえ、行政改革の更なる推進を図るため、別紙のとおり提言します。

## 別紙

### 使用料及び手数料などの見直しについて

#### 1 提言要旨

町では、地方自治法第225条、第227条及び第228条の規定に基づき、条例で料金を定め、利用者と未利用者の不均衡が生じることがないように、サービスの対価として利用者から使用料や手数料を徴収している。

使用料等の料金設定については、平成21年5月に策定された「新設・既設（無料）の施設等使用料設定に関する方針」に則り、一定の期間で見直しが行われているものがある一方で、定期的に見直しする仕組みが構築されず、社会経済環境の変化に的確に対応した料金設定とはなっていないものもある。

これらの点を踏まえ当委員会では、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保し、利用者がどこまで負担すべきか積算根拠の点検を行い、町民の理解が得られる適正料金とするため、定期的な見直しが必要であることを提言するものである。

また、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げに対する適切な対応をすべきである。

#### 2 提言事項

##### (1) 負担の公平

サービスの利用者と未利用者との負担の公平を図るため、受益の範囲においてそのサービスに要した経費を基本とした料金設定をすること。

##### (2) 負担の均衡

サービスの公共性の程度に基づいて、町と利用者が負担すべき部分の均衡を考慮すること。

##### (3) 算定方法の明確化

利用者や町民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠を明確にするなど透明性を確保すること。

##### (4) 定期的な見直しの実施

社会経済環境の変化、町の財政状況を勘案しながら、定期的に見直しをすること。

### 3 委員の意見及び提案

- (1) 現在の社会情勢は、働く女性も増え、安心して子育てができる環境が人口問題にも関係しているため、特に公立幼稚園に関しては、魅力ある保育をめざし、在園者数を増やす努力を行うべきである。

また、保育料の基準や軽減率の理由がしっかりと説明できるようにすべきである。

- (2) 都市計画図や白図販売などの町が頒布する資料等の料金設定は、徹底した在庫管理などを行い、費用対効果を常に意識すべきである。
- (3) 督促手数料については、収納率向上のための事業費が増加となっても、安易に受益者負担額に転嫁せず、徴税コスト全体を精査する中で検討すべきである。
- (4) 防災センターなど施設の利用料金は、近隣の類似施設との調整や稼働率及び町内外の利用者の利用率等を調査し決定すべきである。
- (5) 資源のリサイクル化は、目標を持って取り組み、成果が目に見えて現れることにより、継続的な取り組みが推進できるものである。  
そのため、今後においても積極的に町民に対し、資源のリサイクル意識の啓発を行うべきである。
- (6) 生涯学習講座については、民間との協働事業を増やすことにより町民サービスの向上につなげるべきである。

### 4 審議内容

- (1) 使用料及び手数料についての55事業について事務局による説明及びヒアリングを行った結果、次の理由以外の事業の中から委員により抽出した(3)に示す17事業に関して担当課ヒアリングを行った。

ア 法令等により、金額又は算定が定められているもの

イ 国や県の基準又はこれを基に料金を定めているもの

ウ 政策的判断により、料金を定めているもの

(2) 本委員会による審議経過

年月日	内容	委員会
平成26年11月21日	・「使用料及び手数料について」 ヒアリング（全55件）	平成26年度第3回
平成27年1月27日	・「使用料及び手数料について」 担当課ヒアリング（全17件）	平成26年度第4回
平成27年3月26日	・提言書（素案）の審議	平成26年度第5回
平成27年5月20日	・提言書（素案）の審議	平成27年度第1回

(3) 担当課ヒアリング該当事業

	名 称	担当課
1	幼稚園保育料	こども育成課
2	幼稚園預り保育利用料	
3	保育所保育料	
4	保育所延長保育料	
5	緊急リフレッシュ保育料	
6	都市計画図販売手数料	都市計画課
7	白地図販売手数料	収納会計課等
8	督促手数料	
9	防災センター使用料	安全安心課
10	循環バス乗車料	
11	防災ラジオ頒布料	
12	一時保育使用料	福祉課
13	粗大ごみ置場に搬入する場合の手数料	地域振興課
14	許可業者が事業者から排出される一般廃棄物を 沼津市清掃プラントに搬入する場合の手数料	
15	社会教育教室講座受講料	生涯学習課
16	社会体育講座受講料(体育館)	
17	温水プール更衣ロッカー使用料	

